町営自転車等駐車場 月極駐車利用の募集

4月1日から自転車駐車場を月極で利用する方の申し込みを次のとおり受け付けます。指定の利用申請書に必要事項を記入して、手続きをお願いします。

なお、現在月極で利用されている方も、再度申請が必要となります。

《申請書の配布、受付場所・期間》

▼配布　1月10日(火)～

▼受付　2月1日(水)～28日(火)

○駅前東・西自転車駐車場

毎日午前6時～午後9時30分

○役場1階地域協働課

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

※なお、3月1日(水)以降は役場のみで受付します。

《添付書類》

学生で自転車を利用する方は学生証の写しが必要になります。

《駐車場所・料金》

西駐輪場1階は、月極の自動二輪及び高齢者・障害者の利用となります。高齢等の方は、申請時にお申し出ください。

利用希望の場所がある方は、申請書の特記事項に記入してください。なお、希望が重複している等の理由で、希望に添えない場合もあります。

駐車場名	区分		階層	料金(月)
東自転車駐車場	自転車	一般	1階・2階	1,500円
		学生	2階	1,200円
	原動機付自転車		地下	2,500円
西自転車駐車場	自転車	一般	1階・2階	1,500円
		学生	3階	1,200円
	原動機付自転車		地下・1階	2,500円
	自動二輪車	～125cc	1階	3,500円
		126cc～	1階	4,500円

◎問い合わせ　地域協働課　☎内線266

「外国為替証拠金取引」の契約は慎重に！
～業者の破産・行政処分が相次いでいます～

外国為替証拠金取引とは、一定の資金(証拠金)を基に、それを担保として何十倍もの金額で為替取引を行う、極めてハイリスク・ハイリターンの取引です。

ここ数年、悪質な業者が参入し、強引な勧誘などによるトラブルが急増し、女性や高齢者の高額な被害が目立つことから、金融庁では、外国為替証拠金取引について、金融先物取引として新たな規制対象とすることとし、改正金融先物取引法が7月1日から施行されました。

この法施行により、事業者の登録が義務付けられましたが、登録要件に満たない事業者の倒産や金融庁による行政処分(業務停止命令・業務改善命令など)が相次ぎ、それに伴う相談も最近増えています。

▼相談事例

○3年前から外国為替証拠金取引を契約していた会社が9月に倒産したと、破産管財人から書面が届いた。どうしたら、返金してもらえるか。（60代・女性）

○6月に電話でしつこく勧誘され、「毎月金利が入る」と言われ契約した。1回金利が支払われた後、業者と連絡が取れなくなってしまった。心配になり、店に行くと、破産した旨の張り紙があった。どうやったら返金してもらえるのか。（70代・男性）

▼アドバイス

相談事例は、法規制導入後の登録要件に満たない業者の倒産、導入前の駆け込み契約を狙った悪質な業者によるものと思われます。事業者が倒産すると、被害の回復(資金回収)は、まず困難です。

今回の法改正により、外国為替証拠金取引などの金融先物取引業を行う場合には、法令に基づく登録が必要となりました。旧法でも「絶対儲かる」などの断定的判断で勧誘することは禁止されていましたが、さらに、勧誘の要請をしていない顧客に対する訪問又は電話による勧誘の禁止(いわゆる不招請勧誘の禁止)や、契約を締結しない旨の意思表示をした顧客に対する勧誘の禁止などの規制が新たに導入されました。

(1) 要請していないのに、訪問や電話により勧誘してくる業者は、キッパリ断る。話だけでも、と言われても相手にしない。

(2) 「銀行の外貨預金と同じ」と言って、勧誘する業者があります。外貨預金の話と言われても油断しない。

(3) 法改正後でも、外国為替証拠金取引は、リスクが非常に高い取引です。少額で取引できる反面、業者に預けた金額以上の多額の損失が生じるおそれがあります。一般の方には、お勧めできません。

(4) 自ら進んで取引をする場合、取引相手が法令に基づいた登録を受けた業者であるかどうか、金融庁のホームページ(http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/sakimono.pdf)「金融先物取引業者一覧」などで確認するなど信頼できる業者かどうか十分調べること。経過措置により、登録申請が12月末まで認められている業者が、掲載されていない可能性はありますが、「現在、登録手続き申請中」と言う業者との取引は避けた方が無難です。

〔引用　かながわ消費生活相談レポート〕

契約などで消費生活上のトラブルに巻き込まれた時は、一人で悩まず、消費生活相談(17ページ)を気軽にご利用ください。

◎問い合わせ　地域協働課　☎内線237